



お知らせ

振替加算について

◎振替加算とは

配偶者が受けている老齢厚生年金、障害厚生年金や退職共済年金に加算されている加給年金の対象者になっている方が65歳になると、それまで配偶者に支給されていた加給年金額が打ち切られます。このとき、加給年金額の対象者であったご本人自身が次の条件を満たした場合に、ご本人の老齢基礎年金に加算されます。

◇ご本人が老齢基礎年金を受給する資格を得たとき（満65歳到達時）に、その配偶者が受けている加給年金額

の対象となっていたこと  
 ◇生年月日が大正15年4月2日から昭和41年4月1日までであること

◎加算の額について

振替加算の額は、大正15年4月2日から昭和2年4月1日生まれの方については配偶者加給年金額と同額（227,900円）で、それ以降年齢が若くなるごとに減額されていきます。この金額は、昭和61年に国民年金法が改正されるまで、配偶者が被用者年金に加入している間の専業主婦の方は加入義務がなかったため、満額の老齢基礎年金を受けられない分を保障する目的があるので、若くなるほど安く設定されています。

◎手続きについて

通常は、自動的に加算されますが、ご本人が老齢基礎年金を受給し始めた後に配偶者の老齢厚生年金等の受給権が発生した場合など、手続きが必要なことがあります。詳しくは高知西社会保険事務所にお問い合わせください。

お知らせ

便利でお得な「前納制度」をご利用ください

1年間の国民年金保険料をまとめて納付する「前納制度」をご利用いただくと、保険料が割引となりお得です。

4月からの前納を現金納付で希望される方は、4月に社会保険庁から送付される「国民年金保険料納付案内書」に添付された前納用納付書で4月末日までに金融機関・コンビニエンスストア等で納付してください。

《平成21年度保険料額》

4月から月額1万4,660円です。

	定額保険料	現金前納金額
1年分	175,920円 (14,660円×12カ月)	172,800円 (3,120円もお得！)



問い合わせ

高知西社会保険事務所

☎ 875-1717

毎月の納付も、口座振替の「早割」なら月額50円お得になります。

お知らせ

第16回 新宇治川放水路地下水監視委員会の開催について

第16回新宇治川放水路地下水監視委員会を次のとおり開催します。

日時

3月24日(火) 18時30分～

場所

すこやかセンター伊野 大会議室

議題

- 1 第15回委員会指摘事項に関する回答
- 2 漏水量、地下水、沢水流量、水質観測の経過報告
- 3 その他

※一般住民の方々の傍聴は、自由ですのでご参加ください。

なお、現在までの調査結果、内容報告等についての資料は、技術監理課で閲覧できます。

問い合わせ

技術監理課

☎ 893-1114